

松阪市民病院の在り方検証支援
及び経営強化プラン策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月
松阪市民病院 経営管理課

1 趣旨

松阪地区には二次救急を担う3つの公立・公的総合病院（松阪市民病院：328床、済生会松阪総合病院：430床、厚生連松阪中央総合病院：440床）が半径3キロ以内に存在しており、その3病院で休日夜間の二次救急を分担する輪番制を取っています。

松阪市民病院は、昭和21年の開設以来、これまで長年にわたり、二次救急医療の推進・強化や第二種感染症指定医療機関及び災害拠点病院としての役割などを果たしてきました。また、平成20年には緩和ケア病棟、平成28年9月には地域包括ケア病棟を開設するとともに、在宅医療に関し、訪問看護ステーションや指定居宅介護支援事業所を開設するなど、地域医療を支える機能を強化してきました。

こうしたなか、急速に進む少子高齢社会に相応しい地域医療体制の構築を目指した地域医療構想が各都道府県で策定され、松阪区域においては、2030年（2025年以降の医療需要のピーク）における必要病床数と比較すると、現状（2022年7月時点の定量的基準適用後）は高度急性期・急性期で316床の過剰、回復期で165床の不足となっています。

また、公立病院には地域医療の提供において重要な役割を果たしていくため、総務省が発出した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づく公立病院経営強化プランの策定を求められているところです。

このような社会情勢において、当院のような公立病院が地域住民の安心を確保し、今後の医療を取り巻く厳しい環境に対応していくために、病床機能・経営形態等の在り方について検討することを目的に、平成29年度及び平成30年度～令和元年度の二次にわたって「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会」を設置して議論を行いました。その結果、在り方検討委員会より令和2年2月に出された提言書において、本院の目指す在り方として「地域包括ケア病床を中心とした病院への機能転換」と「松阪中央総合病院又は済生会松阪総合病院のいずれかによる指定管理者制度の活用が望ましい」と示されました。

しかし、その直後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、提言に基づく進捗がないまま約3年が経過しましたが、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、急性期機能・医師・看護師等の集約化、各病院の機能分化・連携等を通じた役割分担の明確化及び最適化の取り組みを平時からより一層進めておく必要性が浮き彫りとなりました。国においては、今後も人口減少や少子高齢化が進む中、各地域において将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症等や大規模災害など緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革や偏在対策といった各種施策を一体的に推進しています。

このような今般の社会情勢をふまえ、提言書について検証を行うため、松阪市民病院の在り方検証委員会を設置するとともに、「松阪市民病院の地域医療構想にかかる具体的対応方針」すなわち「松阪市民病院経営強化プラン」を策定します。その過程において、専門のアドバイスを受けるための業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名称

松阪市民病院の在り方検証支援及び経営強化プラン策定業務

(2) 業務の内容

本業務は、「松阪市民病院の在り方検証支援」と「公立病院経営強化プラン策定」の二つの業務を合わせて実施するものとします。業務内容の詳細については、別紙仕様書を参照してください。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 参加資格条件

プロポーザルに参加する者は、本業務の目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業で、次に掲げる項目をすべて満たしているものとします。

- ① 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿（41-71 総合計画、41-99 その他（総合計画・分野別計画））に登録があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。
- ④ 松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 一般病床300床以上の規模を有する都道府県又は市町村が設置する病院の経営形態の在り方等支援業務及び経営形態変更に関する実行支援業務をそれぞれ受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- ⑦ 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材（都道府県又は政令指定都市若しくは中核市の地方公営企業に対してアドバイザー業務実績を有する等）を適正に配置できること。
- ⑧ 本業務の総括責任者及び主任担当者を配置できること。
- ⑨ 業務把握等のため、松阪市民病院を頻繁に訪問できること。また、携帯電話、電子メール、Web会議等を活用して、随時対応できる体制がとれること。
- ⑩ 本業務委託の責任者の契約期間中における変更は、原則として認めない。
- ⑪ 本業務委託の総括責任者及び主任担当者は、公立病院のあり方検討に関する委員会支援等類似業務を経験した者であり、かつ公立病院の再編支援業務を経験した者を配置すること。

4 提案上限額について

提案上限額 17,094,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上限額を超えての提案は無効とします。

5 企画提案にあたっての留意事項

(1) プロポーザル要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) プロポーザル参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

提出書類に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用にかかわらず返却はしません。

(5) 提供資料の取扱い

市から提供する資料は取扱いに注意するとともに、無断で当プロポーザルにかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは無効とします。

- ① 資格要件を欠くもの。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 信義に反する行為があったとき。
- ⑤ その他選考にかかる不正行為があったもの。

(8) その他

プロポーザル要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があ

った場合には、参加希望業者に通知します。

6 契約保証金

契約予定者は、契約締結時に契約保証金を納めていただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、松阪市契約規則第31条第1項各号に該当する場合は免除となりますので、詳細は松阪市民病院経営管理課まで問い合わせてください。

7 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市民病院 事務部 経営管理課
〒515-8544 三重県松阪市殿町 1550 番地
電話：0598-23-1515（内線 273）
FAX：0598-21-8751
E-mail：keisui.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	5月8日（月）
参加申請にかかる質問提出期限	5月10日（水）
参加申請にかかる質問回答期限	5月11日（木）
参加申請書提出期限	5月17日（水）
参加資格審査結果通知日	5月18日（木）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	5月22日（月）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	5月24日（水）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	5月29日（月）
参加辞退届提出期限	5月29日（月）
業者プレゼンテーション及びヒアリング	6月2日（金）
最優秀提案者の決定	6月上旬（予定）
業務委託契約締結	6月中旬（予定）

(3) プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和5年5月8日（月）～令和5年5月29日（月）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

閲覧場所：(1)に同じ。

※松阪市民病院のホームページよりダウンロードすることもできます。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/hosannai/>

(4) 参加申請質問にかかる提出期限

令和5年5月10日(水) 午後5時まで(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第6号)に記載し、松阪市民病院経営管理課に電子メール又はFAXで送信してください。

(5) 参加申請質問にかかる回答期限

原則として、令和5年5月11日(木)までに、質問者にのみ随時回答します。

(6) 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年5月17日(水) 午後5時(必着)

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便による。

※郵送又は宅配便の場合は、事前に松阪市民病院経営管理課まで連絡すること。

提出書類：① 参加申請書(様式第1号)

② 事業者概要(沿革、代表者の履歴等)・・・(任意様式)

③ 類似業務受託実績等(様式第2号)

※記載にかかる契約書の写しを添付してください。

④ 直近事業年度の決算関係書類の写し

⑤ 納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)

・市税、県税の完納を証明する書類又はその写し

・法人税(国税)、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し(納税証明書様式その3の3)

※提出書類は証明書等を除き、すべてA4サイズとします。

(7) 参加資格審査結果通知日(※参加資格者の決定)

通知日：令和5年5月18日(木)

通知方法：電子メールにより各社へ送信します。

(8) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和5年5月22日(月) 午後5時まで(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第6号)に記載し、松阪市民病院経営管理課に電子メール又はFAXで送信してください。

(9) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和5年5月24日（水）までに、質問者にもみ随時回答します。

(10) 企画提案書及び提案見積書等提出期限、提出場所、提出方法及び記載内容等

提出期限：令和5年5月29日（月） 午後5時（必着）

提出場所：(1) に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便による。

※郵送又は宅配便の場合は、事前に松阪市民病院経営管理課まで連絡すること。

提出書類：① 企画提案書（様式第3号を含む）

※正本1部、副本10部及び電子媒体1部

② 提案見積書（様式第4号）

③ 付属資料（任意）

【企画提案書作成上の留意事項】

- ① 企画提案書の様式は、A4横書き両面としてください。（縦長及び横長は自由）
- ② 本市の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査しますので、企画提案書作成及びプレゼンテーションの際には、「8 審査方法」の【選考基準】並びに仕様書を参考にしてください。
- ③ 1部は袋綴じにして「正本」とし、社名を表紙に記載した上で、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印してください。なお、提案者にかかる担当者名及び連絡先等を必ず明示してください。
- ④ 印を押さない（※社名は一切削除してください。）企画提案書を「副本」として10部作成し、電子媒体（CD-R等）1部を添付してください。電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めてください。電子媒体は、PDF形式又はMicrosoft Office形式としてください。
- ⑤ 企画提案書の最初のページは、別紙様式第3号「企画提案書」としてください。
- ⑥ 企画提案書は「8 審査方法」にある審査評価項目の評価着眼点の項目に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記述してください。
- ⑦ 企画提案書は、全部で10ページ以内に収めてください。また、必ずページ番号を表記してください。
- ⑧ 「実施要領や仕様書に記載のとおり」といった記述にしないようにしてください。
- ⑨ 本市の要求を実現できる提案を具体的に記載してください。本市が要求する業務を実現する上で内容に重大な記載洩れがあった場合、評価が大幅に低くなる場合があります。
- ⑩ 契約締結の際には、企画提案書に記載された内容は全て提案者が実現を約束したものとし、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書一式を添付します。
- ⑪ 仕様書に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行ってください。

- ⑫ 提案見積額に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けません。

【提案見積書記載上の留意事項】

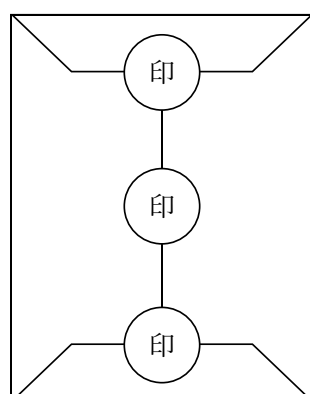
- ① 提案見積書は、別紙様式第4号に従い作成してください。
- ② 提案見積書は、企画提案書とは別に作成してください。
- ③ 提案見積書については、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印してください。
- ④ 件名は横書きで「松阪市民病院の在り方検証支援及び経営強化プラン策定業務」としてください。
- ⑤ 提案見積書を提出する際は、封筒に入れ、封緘（封の糊付け）をし、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用し、封筒の継ぎ目3か所へ押印してください。

【提出用封筒参考例】

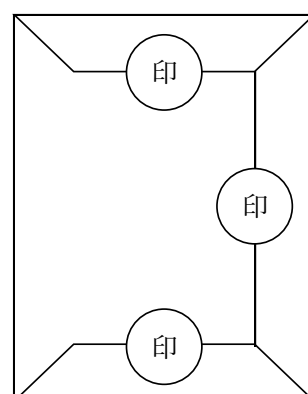
提案見積書用封筒（表）

提案見積書在中	
松阪市民病院 開設者	
松阪市長 宛て	
件名	○○○○
商号	○○○○
代表者名	○○○○

提案見積書用封筒（裏）



（参考例1）



（参考例2）

【無効提案（見積り）】

次の各号のいずれかに該当する提案（見積り）は無効とします。

- ① 提案者が同一事項の提案（見積り）に対し、二つ以上の提案（見積り）をしたとき
- ② 提案見積書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい提案（見積り）。
- ③ 提案見積額に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。
- ④ 提案者が提出期限までに提案書・提案見積書を提出しないとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、価格提案に関する上限に違反したとき。
- ⑥ 提案見積書用封筒に封緘（封の糊付け）、封印のないもの。

8 審査方法

(1) 審査内容

企画提案書及び提案見積書等提出期限後、松阪市民病院の在り方検証支援及び経営強化プラン策定事業プロポーザル審査委員会において審査を行います。なお、このプロポーザルへの参加業者が1者であっても、以下の選考手続きを行うものとします。

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施（非公開）

- ・時間は、1事業者につき提案説明20分、ヒアリング10分、あわせて30分程度とします。
- ・提案説明において、企画提案書を見れば分かるような内容を提案することがないようになしてください。
- ・プレゼンテーションの順番は、申請書類提出時の受付順とします。
- ・パソコンを使用した提案説明も可能とします。ただし、提出された資料と同一内容をパワーポイント等により投影して説明する場合に限り、パソコンは持参するものとし、プロジェクター及びスクリーン等の投影機器は病院側で準備するため、事前に申し出てください。
- ・参加業者の出席人数は、3名までとします。

② 評価・決定方法

- ・企画提案していただいた内容に基づき、上限提案額以内で提示された参加申込者の業務遂行能力について評価を行います。

(2) 審査日時

令和5年6月2日（金） 午後から（予定）

※開催場所及び時間については、後日通知します。

(3) 選定方法

選定は、「内容評価」と「価格評価」を行い、「内容評価点」と「価格評価点」の合計が最も高い事業者を最優秀提案者の候補者として選定します。

- ・「内容評価」は、提出された書類、プレゼンテーションの内容に対する審査及びヒアリングにより評価します。選定委員の平均点を算出し、小数点第二位以下切り捨てとします。なお、内容評価点80点のうち、得点が48点に満たない場合は、選考から除外します。
- ・「価格評価」は、契約上限額を基準に提案見積書による提案価格を評価します。なお、提案見積書において提案があった金額が契約上限額を超えた場合は、評価の対象外とします。

内容評価点と価格評価点を合算した総合評価にて選定します。なお、総合評価点と同点となった場合については、内容評価点の高い業者を最優秀提案者として選定します。

【選考基準】

① 松阪市民病院の在り方検証支援業務への考え方（30点）

- ・提案者の考える在り方検証への取り組みが、地域医療構想をふまえた松阪市民病院の目的に合致しているか。
 - ・医療全般、施設整備、病院経営、整備手法等に知識があり、専門的な視点からの助言、サポートを期待できるか。
 - ・中長期的に松阪市民病院の経営、運営に寄与する提案であるか。
 - ・業務目的達成に向けた実施方針となっているか。
- ② 取組内容について (30 点)
- ・仕様書の内容に準じ、それ以上の提案であるか。
 - ・仕様書に定める内容に対して具体的な検証方法が提案されているか。
 - ・課題を的確に把握できているか。適切な解決が期待できるか。
 - ・検証手法等は客観的かつ合理的なものであるか。
- ③ 業務実施体制について (15 点)
- ・業務遂行のための人員配置等、実施体制に問題はないか。
 - ・委託者と提案者の役割分担や連絡体制が明確に示されているか。
 - ・担当課の業務負担を可能な限り少なくする提案であるか。
- ④ その他 (5 点)
- ・熱意を持って本業務に取り組もうとする姿勢が感じられたか。
 - ・本業務の効果を高めるための提案が具体的にされているか。
 - ・他提案者と比較して、特徴（優位性、独自性、独創性）のある提案であるか。
- ⑤ 経費見積について (20 点)
- ・価格評価点 =

$$\frac{\text{提案上限額} - \text{提案見積額}}{\text{提案上限額} - \text{最低提案見積額}} \times \text{配点 (20 点)}$$

※提案見積書において提案があった金額が提案上限額を超えた場合は、評価の対象外とします。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、電話及び書面にて通知します。

10 その他

参加申請書の提出後に辞退する場合は、指定の様式・参加辞退届（様式第5号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和5年5月29日（月）午後5時必着）までに、松阪市民病院経営管理課へ提出してください。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。郵送する場合は、事前に松阪市民病院経営管理課まで連絡してください。